

平成 25 年度

業務報告書

地方公務員災害補償基金

業務報告書目次

I 地方公務員災害補償基金の概要	1
1 設立年月日	1
2 根拠法	1
3 主務大臣	1
4 業務内容	1
5 組織	1
(1) 事務所の所在地	2
(2) 代表者委員会	2
(3) 役員	3
(4) 職員	3
(5) 運営審議会	3
(6) 認定の仕組み	3
(7) 業務に要する財源	4
6 主な制度等の沿革	6
II 業務の実施状況	15
1 対象団体数及び対象職員数	15
2 補償の状況	16
3 不服申立ての状況	20
4 訴訟の状況	20
5 第三者加害事案	20
6 公務災害防止事業	21
7 補償実施業務の効率化	22
8 制度等の改正	22
9 課題	26
III 決算の概要	27
1 普通補償経理	27
2 特別補償経理	31

業 務 報 告 書

I 地方公務員災害補償基金の概要

1 設立年月日

昭和42年12月1日

2 根拠法

地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）

3 主務大臣

総務大臣

4 業務内容

地方公務員災害補償基金（以下「基金」といいます。）は、全ての地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」といいます。）の常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償を迅速かつ公正に行っています。また、併せてこれら災害の被災職員の社会復帰の促進、被災職員及びその遺族の援護、公務上の災害の防止に関する活動に対する援助その他の職員及びその遺族の福祉に必要な事業を行うことを業務内容としています。

5 組織

基金は、地方公共団体等に代わって統一的な補償の迅速かつ公正な実施を確保するため、地方公務員災害補償法に基づき設立された法人で、主たる事務所である本部を東京都に置いています。また、従たる事務所である支部を都道府県及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」といいます。）ごとに置いており、67支部が置かれています。

基金は、平成15年10月1日から、地方公務員災害補償法の改正に伴い、地方公共団体が主体となって業務運営を行う、いわゆる地方共同法人として新たにスタートしています。

基金には、基金の最終的な意思決定機関として地方公共団体の代表者3名で構成される代表者委員会が置かれ、役員として理事長、理事4名、監事1名が置かれています。

また、基金の業務に関する定款の変更等重要事項を審議する機関として運営審議会が置かれています。

さらに、基金が行う補償に関する決定について不服がある者からなされる審査請求を審査・裁決する機関として、本部に審査会が、支部に支部審査会が置かれています。

なお、本部は、補償及び福祉事業の迅速かつ公正な運用を図るための基準の作成及びその実施の確保を図るための業務を行っています。また、支部は、都道府県知事及び指定都市の市長の職にある者をもって充てる支部長を置き、具体的な事案についての公務災害及び通勤災害の認定、補償金額の決定及び支払等の業務を行っています。

(1) 事務所の所在地

① 本部 〒102-0093

東京都千代田区平河町2-16-1 平河町森タワー8階

② 支部 別表1「従たる事務所（支部）の所在地」のとおりです。

(2) 代表者委員会

基金の最終的な意思決定機関として、代表者委員会があります。

代表者委員会は、次に掲げる事項を議決します。

- ① 定款の変更
- ② 業務規程の変更
- ③ 毎事業年度の事業計画及び予算並びに決算
- ④ 重要な財産の処分及び重大な債務の負担

また、代表者委員会は、総務大臣の認可を受けて理事長及び監事を任命するほか、理事長が理事を任命するに当たっては代表者委員会の同意を得る必要があり、役員解任に関しても同様の関与が規定されています。

なお、代表者委員会の委員は、別表2「代表者委員会委員」のとおりです。

(3) 役員

基金の役員数は、6名（常勤3名、非常勤3名）です。

なお、役員の名氏及び任期等は、別表3「役員状況」のとおりです。

(4) 職員

基金の業務に従事している職員数（平成26年3月末日現在）は、次のとおりです。

① 本部 44名

② 支部 1,077名（うち基金業務に専ら従事する職員は、108名）

なお、支部では、法律に基づき、都道府県又は指定都市の職員が支部職員として基金の業務に従事しています。

(5) 運営審議会

基金の審議機関として、運営審議会があります。

運営審議会は、次に掲げる事項を審議します。

① 定款の変更

② 業務規程の作成及び変更

③ 毎事業年度の事業計画及び予算並びに決算

④ 重要な財産の処分及び重大な債務の負担

また、運営審議会は、理事長の諮問に応じて、基金の業務に関する重要事項を調査審議し、又は必要と認める事項につき理事長に建議します。

なお、運営審議会の委員は、別表4「運営審議会委員」のとおりです。

(6) 認定の仕組み

地方公共団体等の職員が災害を受け、それが公務災害又は通勤災害によるとされる場合には、当該被災職員又はその遺族は、基金に対しその補償を請求することとなります。その主な流れは、次のとおりです。

① 被災職員又はその遺族（以下「被災職員等」といいます。）は、認定請求書、補償請求書及び必要書類を任命権者に提出します。

② 任命権者は、当該災害が公務災害又は通勤災害に該当するかどうかの意見を付して、支部長に提出します。

③ 支部は、認定基準に基づき慎重に審査の上、公務上・外又は通勤災害該当・

非該当の認定を行います。

なお、各支部間における認定業務の統一性の確保及び判断困難事案の適正処理の観点から、本部における各種基準の設定及び特定事案についての本部協議が行われています。

また、認定等に不服のある被災職員等は、支部審査会に審査請求を行うことができ、支部審査会の裁決になお不服がある場合には、審査会に対し再審査請求を行うことができます。

なお、審査会（本部）の委員は、別表5「審査会委員」のとおりです。

さらに、審査会の裁決に不服がある場合には、行政事件訴訟法により訴訟の提起をすることができることとなっています。

(7) 業務に要する財源

基金が行う災害補償等を実施するために必要な費用は、主に地方公共団体等から納付される負担金によって賄われています。

負担金の額は、職務の種類による職員の区分に応じ、その職務の種類ごとの職員の給与総額に、補償に要する費用及び基金の事務に要する費用等を考慮して定める割合（負担金率）を乗じて得た額の合計額とされています。

また、基金の経理は、普通補償経理と特別補償経理に分けられています。このうち普通補償経理は、全ての地方公共団体等を対象とするもので、特別補償経理で賄うべきもの（休業補償及び休業援護金）以外の補償及び福祉事業の実施に要する費用等を経理しています。一方、特別補償経理は、基金制度創設前から公務災害による療養に対し給与支給に替えて休業補償を行っていた団体等を対象とする経理です。これは、地方公務員災害補償基金業務規程で定める47の団体の職員に対して行う休業補償及び休業援護金等に要する費用を経理しています。

負担金率も経理ごとに決められており、普通補償経理については地方公務員災害補償基金定款で、特別補償経理については地方公務員災害補償基金業務規程で規定されています。平成25年度の負担金に適用される職員の区分及び負担金率は、別表6「職員の区分及び負担金率」のとおりです。

普通補償経理における負担金率については、平成25年12月11日に開催した代表者委員会の議決及び平成26年1月23日付けの総務大臣の認可により、定款が一部変更され、平成26年度の負担金から新しい負担金率を適用すること

とされています。

普通補償経理における負担金率の改定は、平成25年2月12日の財政委員会答申の以下5点を最大限尊重して実施しました。

- ① 平成26年度から、新規裁定年金分について充足賦課方式を採用すること。
- ② 平成25年度以前の既裁定年金分については、現在保有する支払備金を取り崩して給付の一部に充て、それでも不足する額については、従来どおり当該年度の負担金により対応すること。
- ③ 平成25年度以前の既裁定年金分に係る支払備金の取り崩しについては、既裁定年金所要額に対する支払備金の保有率に基づき行うことを基本とすること。
- ④ 地方公共団体の厳しい財政状況に鑑み、負担金率の大幅な上昇を避けるため、その引上げを複数回に分けるなど、段階的かつ緩やかなものとなるよう支払備金の特例的な取り崩しを行うこと。
- ⑤ 負担金率の改定は、現行と同様、おおむね3年ごとに実施すること。

また、特別補償経理における負担金率についても、平成25年12月11日に開催した代表者委員会の議決により、業務規程が一部改正され、平成26年度の負担金から新しい負担金率を適用することとされています。

なお、平成22年度より、任命権者の公務災害防止のための取組を促すことにより公務災害の減少を図り、併せて負担の公平を図る目的で、地方公共団体ごとの各職種別の負担金に占める給付費の割合に応じて、負担率を引き上げ又は引き下げることとするメリット制を導入しているところです。

さらに、平成24年度においては、東日本大震災に係る給付費の増に対応するため、特別負担金の徴収を行ったところです。

具体的には、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により多くの地方公務員が亡くなり、平成23年度においては、基金の年間給付費の1/3にも上る約79億円もの給付費が見込まれたことから、緊急の資金繰りとして、平成23年度補正予算において支払備金を取り崩して対応したところですが、この取り崩し分を補てんするため、平成24年度に地方公共団体等から特別負担金を徴収したところです。これに伴う地方公共団体等の財政負担については、平成24年度の特別交付税により全額財政措置がなされたところです。

6 主な制度等の沿革

基金は、設立と同時に主たる事務所である本部を東京都に置き、また、従たる事務所である支部を都道府県及び指定都市ごとに置き、当初52支部が置かれました。

その後、沖縄の日本への復帰に伴い、昭和47年5月15日に沖縄県支部が増設されました。また、新たに札幌市、川崎市、福岡市、広島市、仙台市、千葉市、さいたま市、静岡市、堺市、新潟市、浜松市、岡山市、相模原市及び熊本市が指定都市として指定されました。これらに伴い、支部が増設され、平成24年度には、67支部が置かれています。

この間の主な制度等の沿革は、次のとおりです。

(1) 補償の拡充

地方公務員災害補償法制定以来、国家公務員災害補償法及び労働者災害補償保険法に基づく災害補償制度等との均衡を図るとともに、社会環境の変化に伴う公務災害の多様化等に対処した制度の創設に加え、被災職員及び遺族に対する補償内容の改善・充実に努めてきています。

なお、補償の種類は、地方公務員災害補償制度の発足時においては7種類でしたが、現在では、①療養補償、②休業補償、③傷病補償年金、④障害補償（障害補償年金、障害補償一時金）、⑤介護補償、⑥遺族補償（遺族補償年金、遺族補償一時金）、⑦葬祭補償、⑧障害補償年金差額一時金、⑨障害補償年金前払一時金、⑩遺族補償年金前払一時金並びに船員のみ適用される⑪予後補償及び⑫行方不明補償の12種類となっています。

(2) 特殊公務災害補償制度の創設

地方公務員のうち警察職員、消防職員等の特殊公務に従事する職員は、その任務遂行に当たって、その生命及び身体に高度の危険が予測される状況にあってもその職務を遂行しなければなりません。こうしたことから、このような状況下において公務上の災害を受けた場合に公務災害補償上特別の措置を講ずる特殊公務災害補償制度が、昭和47年に創設されました。

(3) 通勤災害補償制度の創設

通勤途上の災害については、制度発足当初は、通勤が任命権者の支配が及ぶ等

の状況にあると認められる場合を除き、災害補償の対象にされていませんでしたが、昭和48年12月1日からは、通勤災害についても災害補償の対象に加えられました。

(4) 福祉事業（旧福祉施設）の拡充

旧福祉施設は、使用者としての法的義務として行われる補償によっては充足しきれない領域の付加的給付として発足しました。これは、基金設立当初は、外科後処置に関する施設、休養又は療養に関する施設、リハビリテーションに関する施設、義肢、義眼、補聴器等の補装具の支給に関する施設並びに休業援護金及び奨学援護金の支給の7種類でした。しかし、基金設立後は、社会経済情勢等の変化等に即応して物的給付や金銭給付の充実が図られました。平成7年8月1日からは、その実施内容を理解しやすくするため等の理由により、その名称が「福祉施設」から「福祉事業」に改められました。

現在の福祉事業は、外科後処置、補装具、リハビリテーション、アフターケア、休業援護金、在宅介護を行う介護人の派遣、奨学援護金、就労保育援護金、傷病特別支給金、障害特別支給金、遺族特別支給金、障害特別援護金、遺族特別援護金、傷病特別給付金、障害特別給付金、遺族特別給付金、障害差額特別給付金及び長期家族介護者援護金の18事業となっています。

(5) 公務災害防止事業の創設

平成7年の地方公務員災害補償法の改正により、基金の業務として、公務災害防止事業が創設されました。これには、公務上の災害の防止に関する活動を行う団体に対する援助、公務上の災害を防止する対策の調査研究並びに公務上の災害を防止する対策の普及及び推進に関する3つの事業があります。

(6) 不服申立制度の改正

基金の支部長が行う補償の決定に不服がある場合には、訴訟を提起する前に、二段階の不服申立制度が設けられています。平成8年には、審理の迅速処理を図るとともに不服申立制度の趣旨をいかすため、地方公務員災害補償法の一部改正により、次の改正が行われました。

- ① 審査請求後3か月を経過しても支部審査会による決定がないときは、支部審査会が審査請求を棄却したものとみなして、審査会に対して再審査請求をすることができるものとする。

- ② 不服申立て中の処分の取消しの訴えは、原則として、再審査請求後3か月を経過しても審査会による裁決がないときに限り提起することができるものとする。
- ③ 審査会の委員を1人増員するとともに、二合議体（委員6人）の二部制とすること。

(7) 基金の地方共同法人化

平成13年12月19日に閣議決定された特殊法人等整理合理化計画において、基金は地方公共団体が主体となって業務運営を行う法人（いわゆる地方共同法人）とすることにされました。

これを受け、基金について地方公共団体が主体となって常務運営を行うために必要な措置を講ずることを内容とする地方公務員災害補償法の一部を改正する法律（平成14年法律第135号）が公布され、平成15年10月から施行されました。

こうして、いわゆる地方共同法人となった基金には、地方公共団体の代表者からなる代表者委員会が設置され、これが基金の意思を決定することとなり、この代表者委員会が理事長及び監事を任命することとなりました。また、事業計画、予算及び決算に関する総務大臣の承認が廃止されるとともに、従来政令で定められていた地方公共団体の負担金率が基金の定款で定められることとなりました。

この法改正に併せて、地方公務員災害補償法施行令、地方公務員災害補償法施行規則、基金定款及び基金業務規程についても、地方公共団体が主体となって業務運営を行うとする法改正の趣旨に沿った改正が行われました。

(8) 地方独立行政法人職員の地方公務員災害補償法の適用

平成15年には、各地方公共団体の自主的な判断に基づき、試験研究、大学の設置・管理、公営企業に相当する事業の経営等の業務について、地方公共団体とは別の法人格を有する団体を設立し、自律的かつ弾力的な業務運営を行うことにより、業務の効率性やサービス水準の向上を図ることを目的として、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）が制定されました。

これに伴い、地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第119号）が制定され、地方公務員災害補償法について改正が行われ、地方独立行政法人法に基づき設立される特定地方独立行政法人及び一

般地方独立行政法人の役職員についても、地方公務員災害補償法の適用対象とすることとされました。

この法改正に併せて、地方公務員災害補償法施行令、地方公務員災害補償法施行規則、基金定款及び基金業務規程についても、所要の規定の整備が行われました。

(9) 情報公開及び個人情報保護

当基金は、平成15年10月1日から、地方共同法人化に伴い、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の適用対象から外れることとなりました。

しかし、引き続き、国、独立行政法人等の公的機関における情報公開と同様に対応することとし、地方公務員災害補償基金の保有する情報の公開に関する規程等を定め、情報の公開を行っています。

また、平成17年4月1日からは、個人情報の保護に関する法律が全面施行されました。これに伴い、当基金は、同法の定める個人情報取扱事業者として、地方公務員災害補償基金の保有する個人情報の保護に関する規程等を定め、同法に基づく適正な対応を行っています。

なお、不開示決定等に対する不服の申立てについては、地方公務員災害補償基金情報公開・個人情報保護審査会（委員は、別表7「情報公開・個人情報保護審査会委員」参照）を設置し、適切に対応しています。

(10) 通勤範囲の改定

平成18年4月1日からは、地方公務員災害補償法の一部改正により、①複数就業者の就業の場所から勤務場所への移動及び②単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居の間の移動を新たに通勤災害補償制度の対象とすることとされました。

別表1 従たる事務所(支部)の所在地

(平成26年3月31日現在)

支部名	所在地
北海道支部	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6
青森県支部	〒030-8570 青森市長島1-1-1
岩手県支部	〒020-8570 盛岡市内丸10-1
宮城県支部	〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1
秋田県支部	〒010-8570 秋田市山王4-1-1
山形県支部	〒990-8570 山形市松波2-8-1
福島県支部	〒960-8670 福島市杉妻町2-16
茨城県支部	〒310-0852 水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル7階
栃木県支部	〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20
群馬県支部	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1
埼玉県支部	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
千葉県支部	〒261-7133 千葉市美浜区中瀬2-6-1 WBGマリブウエスト33階(補償・経理班)
	〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1(審査班)
東京都支部	〒162-0052 新宿区戸山3-17-1 東京都戸山庁舎3階
神奈川県支部	〒231-8588 横浜市中区日本大通1
新潟県支部	〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1
富山県支部	〒930-8501 富山市新総曲輪1-7
石川県支部	〒920-8580 金沢市鞍月1-1
福井県支部	〒910-8580 福井市大手3-17-1
山梨県支部	〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1
長野県支部	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2
岐阜県支部	〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1
静岡県支部	〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6
愛知県支部	〒460-0001 名古屋市中区三の丸3-2-1
三重県支部	〒514-8570 津市広明町13
滋賀県支部	〒520-8577 大津市京町4-1-1
京都府支部	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
大阪府支部	〒540-8570 大阪市中央区大手前2-1-22
兵庫県支部	〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
奈良県支部	〒630-8501 奈良市登大路町30
和歌山県支部	〒640-8585 和歌山市小松原通1-1
鳥取県支部	〒680-8570 鳥取市東町1-220
島根県支部	〒690-8501 松江市殿町1
岡山県支部	〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
広島県支部	〒730-8511 広島市中区基町10-52

支 部 名	所 在 地
山口県支部	〒753-8501 山口市滝町1-1
徳島県支部	〒770-8570 徳島市万代町1-1
香川県支部	〒760-8570 高松市番町4-1-10
愛媛県支部	〒790-8570 松山市一番町4-4-2
高知県支部	〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20
福岡県支部	〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7
佐賀県支部	〒840-8570 佐賀市城内1-1-59
長崎県支部	〒850-8570 長崎市江戸町2-13
熊本県支部	〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1
大分県支部	〒870-8501 大分市大手町3-1-1
宮崎県支部	〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1
鹿児島県支部	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1
沖縄県支部	〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2
横浜市支部	〒231-0017 横浜市中区港町1-1
名古屋市支部	〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1
京都市支部	〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488
大阪市支部	〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20
神戸市支部	〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1
北九州市支部	〒803-8501 北九州市小倉北区域内1-1
札幌市支部	〒060-8611 札幌市中央区北1条西2
川崎市支部	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1
福岡市支部	〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1
広島市支部	〒730-8586 広島市中区国泰寺町1-6-34
仙台市支部	〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1
千葉市支部	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1
さいたま市支部	〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4
静岡市支部	〒420-8602 静岡市葵区追手町5-1
堺市支部	〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1
新潟市支部	〒951-8550 新潟市中央区学校町通1-602-1
浜松市支部	〒430-8652 浜松市中区元城町103-2
岡山市支部	〒700-8544 岡山市北区大供1-1-1
相模原市支部	〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15
熊本市支部	〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1

別表2 代表者委員会委員

(平成26年3月31日現在)

氏名	構成	任期
谷本正憲	都道府県知事を代表	平成24年10月1日～平成27年9月30日
森民夫	市長を代表	平成24年10月1日～平成27年9月30日
藤原忠彦	町村長を代表	平成24年10月1日～平成27年9月30日

別表3 役員状況

(平成26年3月31日現在)

役職	氏名	任期	主要経歴等
理事長	田村政志	平成24年12月1日 ～ 平成27年11月30日	平成24年12月就任 主要経歴：全国都道府県議会議長 会事務総長
理事	橋本嘉一	平成24年4月16日 ～ 平成26年4月15日	平成24年4月就任 主要経歴：総務省自治財政局公営 企業課長
理事 (非常勤)	中西充	平成25年12月2日 ～ 平成27年12月1日	平成25年10月就任 現職：東京都総務局長
理事 (非常勤)	笠川悦範	平成25年12月2日 ～ 平成27年12月1日	平成25年12月就任 現職：茨城県守谷市総務部長
理事 (非常勤)	多田源四郎	平成24年6月16日 ～ 平成26年6月15日	平成24年5月就任 現職：山形県山辺町副町長
監事	吉住夕起や	平成26年2月1日 ～ 平成28年1月31日	平成26年2月就任 主要経歴：内閣府再就職等監視委 員会事務局長

別表4 運営審議会委員

(平成26年3月31日現在)

氏名	構成	任期
福田富一	都道府県知事	平成25年12月1日～平成27年11月30日
清水庄平	市長	平成25年12月1日～平成27年11月30日
岩田利雄	町村長	平成25年12月1日～平成27年11月30日
比留間英人	都道府県教育委員会の委員	平成25年12月1日～平成27年11月30日
仁田陸郎	都道府県公安委員会の委員	平成25年12月1日～平成27年11月30日
西村隆	地方公営企業の管理者	平成25年12月1日～平成27年11月30日
川本淳	学識経験者	平成25年12月1日～平成27年11月30日
清水秀行	学識経験者	平成25年12月1日～平成27年11月30日
西川正夫	学識経験者	平成25年12月1日～平成27年11月30日
小林輝幸	学識経験者	平成25年12月1日～平成27年11月30日
伊藤博元	学識経験者	平成25年12月1日～平成27年11月30日
平谷英明	学識経験者	平成25年12月1日～平成27年11月30日

別表5 審査会委員

(平成26年3月31日現在)

氏名	任期
井口傑	平成25年2月10日～平成28年2月9日
寺本明	平成25年2月10日～平成28年2月9日
村上文	平成25年2月10日～平成28年2月9日
木寺久	平成25年2月10日～平成28年2月9日
高木達也	平成25年2月10日～平成28年2月9日
熊谷道夫	平成25年8月1日～平成28年2月9日

別表6 職員の区分及び負担金率 (平成25年度適用分)

職員の区分	負担金率	
	普通補償経理	特別補償経理
義務教育学校職員	0.76/1000	0.09/1000
義務教育学校職員 以外の教育職員	1.05/1000	0.21/1000
警察職員	3.18/1000	0.86/1000
消防職員	1.67/1000	0.29/1000
電気・ガス・水道 事業職員	1.34/1000	0.19/1000
運輸事業職員	2.18/1000	0.33/1000
清掃事業職員	3.34/1000	1.11/1000
船員	6.44/1000	0.14/1000
その他の職員	1.04/1000	0.14/1000

別表7 情報公開・個人情報保護審査会委員
(平成26年3月31日現在)

氏名	任期
吉藤正道	平成24年11月1日～平成27年10月31日
片木淳	平成24年11月1日～平成27年10月31日
中村次良	平成24年11月1日～平成27年10月31日

II 業務の実施状況

1 対象団体数及び対象職員数

(1) 対象団体数

全ての団体を対象とした普通補償経理の平成26年3月31日現在の対象団体数は、都道府県47団体、市及び特別区813団体、町村929団体、一部事務組合等1,529団体の合計3,318団体となっています。

また、特別補償経理の対象団体数は、都道府県1団体、市及び特別区30団体、町村1団体、一部事務組合等15団体の計47団体となっています。

(2) 対象職員数

① 普通補償経理

平成24年度確定負担金の算定基礎となった対象職員数は、都道府県1,585千人、市及び特別区1,055千人、町村149千人、一部事務組合等155千人の合計2,944千人となっています。

また、これを職員の区分ごとにみますと、義務教育学校職員723千人、義務教育学校職員以外の教育職員431千人、警察職員280千人、消防職員159千人、電気・ガス・水道事業職員82千人、運輸事業職員27千人、清掃事業職員54千人、船員2千人、その他の職員1,185千人となっています。

② 特別補償経理

平成24年度確定負担金の算定基礎となった対象職員数は、都道府県166千人、市及び特別区194千人、町村0.2千人(243人)、一部事務組合等11千人の合計370千人となっています。

また、これを職員の区分ごとにみますと、義務教育学校職員51千人、義務教育学校職員以外の教育職員41千人、警察職員46千人、消防職員32千人、電気・ガス・水道事業職員18千人、運輸事業職員22千人、清掃事業職員14千人、船員0.06千人(57人)、その他の職員145千人となっています。

2 補償の状況

平成25年度における認定件数並びに補償及び福祉事業の給付の状況は、以下のとおりです。

(1) 認定件数

平成25年度における公務災害及び通勤災害の認定請求の受理件数は、29,096件（公務災害26,046件、通勤災害3,050件）で、前年度に比べ、365件（1.3%）増加しています（公務災害322件（1.3%）の増、通勤災害43件（1.4%）の増）。

このうち、公務災害又は通勤災害該当と認定した件数は、28,422件（公務災害25,542件、通勤災害2,880件）で、前年度に比べ、12件（微減）減少しています（公務災害35件（0.1%）の増、通勤災害47件（1.6%）の減）。

なお、職種ごとの認定件数は、次のとおりです。

職種別認定件数（平成25年度）（単位：件）

区 分	公務災害	通勤災害	計
義務教育学校職員	4,412	388	4,800
義務教育学校職員以外の教育職員	2,967	340	3,307
警察職員	5,745	217	5,962
消防職員	1,393	148	1,541
電気・ガス・水道事業職員	350	92	442
運輸事業職員	160	39	199
清掃事業職員	1,347	130	1,477
船 員	14	2	16
その他の職員	9,154	1,524	10,678
合 計	25,542	2,880	28,422

(2) 給付の状況

① 給付件数

平成25年度の普通補償経理に係る補償及び福祉事業の総給付件数は、44,566件で、このうち補償の給付件数は、37,586件（前年度に比

べ、1,151件(3.0%)の減で、公務災害が33,529件、通勤災害が4,057件となっています。また、福祉事業の給付件数は6,980件(前年度に比べ、3件(微増)の増)で、公務災害に係るものが5,502件、通勤災害に係るものが1,478件となっています。

次に、特別補償経理に係る補償及び福祉事業の総給付件数は、2,751件で、このうち補償の給付件数は、1,339件(前年度に比べ、173件(11.4%)の減)で、公務災害が1,131件、通勤災害が208件となっています。また、福祉事業の給付件数は、1,412件(前年度に比べ、158件(10.1%)の減)で、公務災害が1,164件、通勤災害が248件となっています。

② 給付額

平成25年度の普通補償経理に係る補償及び福祉事業の給付総額は、26,119百万円で、このうち補償費が20,791百万円(前年度に比べ、170百万円(0.8%)の増)で、公務災害に係るものが17,176百万円、通勤災害に係るものが3,615百万円となっています。また、福祉事業給付費は、5,328百万円(前年度に比べ、1,725百万円(24.5%)の減)で、公務災害に係るものが4,463百万円、通勤災害に係るものが865百万円となっています。

次に、特別補償経理に係る補償及び福祉事業の給付総額は、753百万円で、このうち補償費は、558万円(前年度に比べ、74百万円(11.7%)の減)で、公務災害に係るものが474百万円、通勤災害に係るものが84百万円となっており、また、福祉事業費は、195百万円(前年度に比べ、23百万円(10.6%)の減)で、公務災害に係るものが164百万円、通勤災害に係るものが31百万円となっています。

なお、普通補償経理の補償の種類ごとの件数及び給付額は別表8「普通補償経理に係る補償費及び福祉事業給付費の内訳」、特別補償経理の補償の種類ごとの件数及び給付額は別表9「特別補償経理に係る補償費及び福祉事業給付費の内訳」のとおりです。

別表8 普通補償経理に係る補償費及び福祉事業給付費の内訳

区 分	公 務 災 害		通 勤 災 害		合 計	
	支 出 額 (件 数)	割 合	支 出 額 (件 数)	割 合	支 出 額 (件 数)	割 合
	円	%	円	%	円	%
補 償 費	17,176,237,708	79.4	3,615,126,780	80.7	20,791,364,488	79.6
	(33,529 件)	(85.9)	(4,057 件)	(73.3)	(37,586 件)	(84.3)
療 養 補 償 費	6,120,962,438	28.3	1,266,761,971	28.3	7,387,724,409	28.3
	(29,230 件)	(74.9)	(3,039 件)	(54.9)	(32,269 件)	(72.4)
休 業 補 償 費	68,640,027	0.3	3,554,391	0.1	72,194,418	0.3
	(58 件)	(0.1)	(13 件)	(0.2)	(71 件)	(0.2)
傷 病 補 償 年 金 費	140,719,600	0.7	51,457,993	1.1	192,177,593	0.7
	(30 件)	(0.1)	(9 件)	(0.2)	(39 件)	(0.1)
障 害 補 償 費	3,100,051,018	14.3	989,756,678	22.1	4,089,807,696	15.7
	(1,170 件)	(3.0)	(411 件)	(7.4)	(1,581 件)	(3.5)
介 護 補 償 費	56,170,834	0.3	20,759,600	0.5	76,930,434	0.3
	(93 件)	(0.2)	(33 件)	(0.6)	(126 件)	(0.3)
遺 族 補 償 費	7,640,465,411	35.3	1,280,739,207	28.6	8,921,204,618	34.2
	(2,891 件)	(7.4)	(549 件)	(9.9)	(3,440 件)	(7.7)
葬 祭 補 償 費	49,228,380	0.2	2,096,940	0.0	51,325,320	0.2
	(57 件)	(0.1)	(3 件)	(0.1)	(60 件)	(0.1)
福 祉 事 業 給 付 費	4,463,455,540	20.6	864,513,965	19.3	5,327,969,505	20.4
	(5,502 件)	(14.1)	(1,478 件)	(26.7)	(6,980 件)	(15.7)
休 業 援 護 金	23,046,596	0.1	1,184,639	0.0	24,231,235	0.1
	(60 件)	(0.2)	(13 件)	(0.2)	(73 件)	(0.2)
傷 病 関 係 給 付 費	33,665,416	0.2	14,782,471	0.3	48,447,887	0.2
	(31 件)	(0.1)	(11 件)	(0.2)	(42 件)	(0.1)
障 害 関 係 給 付 費	1,340,188,355	6.2	451,480,557	10.1	1,791,668,912	6.9
	(1,835 件)	(4.7)	(794 件)	(14.3)	(2,629 件)	(5.9)
遺 族 関 係 給 付 費	2,796,723,211	12.9	368,293,018	8.2	3,165,016,229	12.1
	(3,020 件)	(7.7)	(568 件)	(10.3)	(3,588 件)	(8.1)
そ の 他	269,831,962	1.2	28,773,280	0.6	298,605,242	1.1
	(556 件)	(1.4)	(92 件)	(1.7)	(648 件)	(1.5)
合 計	21,639,693,248	100.0	4,479,640,745	100.0	26,119,333,993	100.0
	(39,031 件)	(100.0)	(5,535 件)	(100.0)	(44,566 件)	(100.0)
割 合	% 82.8		% 17.2		% 100.0	
	(87.6)		(12.4)		(100.0)	

別表9 特別補償経理に係る補償費及び福祉事業費の内訳

区 分	公 務 災 害		通 勤 災 害		合 計	
	支 出 額 (件 数)	割 合	支 出 額 (件 数)	割 合	支 出 額 (件 数)	割 合
	円	%	円	%	円	%
補 償 費	474,194,197	74.3	83,672,549	72.7	557,866,746	74.1
(休業補償費)	(1,131件)	(49.3)	(208件)	(45.6)	(1,339件)	(48.7)
福 祉 事 業 給 付 費	163,785,945	25.7	31,415,021	27.3	195,200,966	25.9
(休業援護金)	(1,164件)	(50.7)	(248件)	(54.4)	(1,412件)	(51.3)
合 計	637,980,142	100.0	115,087,570	100.0	753,067,712	100.0
	(2,295件)	(100.0)	(456件)	(100.0)	(2,751件)	(100.0)
割 合	%		%		%	
	84.7		15.3		100.0	
	(83.4)		(16.6)		(100.0)	

3 不服申立ての状況

平成25年度において、支部審査会に対してなされた審査請求件数は175件、処理された事案は192件で、内訳は裁決180件（却下7件、棄却109件、取消し61件、一部取消し3件）、取下げ12件です。また、審査会に対してなされた再審査請求件数は50件、処理された事案は49件で、内訳は裁決47件（却下3件、棄却40件、取消し3件、一部取消し1件）、取下げ2件です。

平成25年度末における審理中件数は、支部審査会178件、審査会28件となっています。

また、東日本大震災に伴う特殊公務災害非該当事案に係る不服申立てについては、平成25年度末において、支部審査会に対する審査請求件数が89件であり、その処理状況は、裁決43件（却下1件、棄却1件、取消し41件）、取下げ1件、審理中45件となっています。

上記の裁決済みの審査請求事案のうち2事案については審査会に再審査請求があり、平成25年度末においては審査中となっています。

4 訴訟の状況

地方公務員災害補償法によって行う補償に関する決定は、行政事件訴訟法による訴訟の対象とされ、補償の決定に不服がある者は、原則として、審査請求及び再審査請求に対する審査会の裁決を経て、訴訟を提起できることとされています。

平成25年度において新たに提起された訴訟は18件、判決が言い渡された事件が25件、請求が取下げられた事件が1件となっております。また、年度内に終了した事件は16件で、平成25年度末における訴訟係属件数は32件となっています。

5 第三者加害事案

平成25年度に第三者加害事案（公務災害又は通勤災害として認定された事案のうち、その災害が第三者の行為によって生じたものと認定された事案）として処理した件数は、3,164件です。その状況は、被災職員等が第三者から損害賠償を受けたことにより、基金が補償の義務を免れた「免責」が1,331件、基金が補償の全部を行ったもの又は行うこととしている「補償」が1,808件、

基金が補償を先行していたが中途から免責となった又は基金が免責されていたが中途から補償を行った「一部免責」が11件、いまだその取扱いが「未定」のものが14件となっています。

6 公務災害防止事業

(1) 平成25年度に実施した公務上の災害を防止する事業の実施状況は、次のとおりです。

① 公務上の災害の防止に関する活動を行う団体に対する援助に関する事業

一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会が行う「学校給食事業安全衛生管理セミナー」「清掃事業安全衛生管理セミナー」「安全管理研修会」「消防職員安全衛生研修会」「病院等における災害防止対策研修会」「警察職員安全衛生セミナー」「新任安全衛生担当者基本研修会」「学校における安全衛生管理者研修会」「メンタルヘルス・マネジメント実践講習会」「職場環境改善アドバイザー派遣事業」「重大公務災害防止対策セミナー」「職場巡視・安全衛生点検セミナー」及び「職場の衛生管理研修会」への援助を実施しました。

② 公務上の災害を防止する対策の調査研究に関する事業

「公務災害の発生状況等の調査に関する報告書の作成事業」「公務災害防止優良事例調査事業」を一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会に委託し、「公務災害発生要因等分析調査」を本部で実施しました。

③ 公務上の災害を防止する対策の普及及び推進に関する事業

「職場環境改善アドバイザー優良事例活用事業」「安全衛生啓発映像教材製作事業」を、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会に委託し実施しました。

(2) (1)のほか、「東日本大震災に関連するメンタルヘルス総合対策事業」を以下のとおり実施しました。

「ストレスチェック」「カウンセリング」「メンタルヘルスセミナー」等を㈱アドバンテッジリスクマネジメント及び㈱フィスメックに委託し、調査研究事業を東北大学に委託しました。また、地方公共団体等が独自に実施するメンタルヘルス対策事業に対し資金助成を行いました。

7 補償実施業務の効率化

被災職員の公務・通勤災害認定等情報を情報システムにより処理することによる補償実施業務の効率化を目的として、平成13年度から「基金業務総合処理システム」の運用を開始しているところです。当該システムにより、事務の一体的な処理、各種データ分析の迅速化などが図られています。

当該システムについては、平成21年1月に策定した「基金災害補償業務及び情報ネットワークに係る業務・システム最適化計画」に基づき、業務アプリケーションのウェブ化、文書管理・ナレッジシステムによる補償等事例の共有化、エラーチェック機能の強化等を行うシステム更改を平成23年度に実施し、更なる業務の効率化を図ったところです。

なお、平成25年度においては、求償・免責事務に係る3年ルール見直しに伴う事務処理方式の変更及び事務負担軽減等を目的としたシステム改修を実施し、基金の制度改正等に適切に対応しているところです。

また、基金本部・支部間における情報共有・連絡を図ることを目的として、「基金情報処理ネットワークシステム」（基金LAN）を平成9年度から運用しているところですが、上記最適化計画に基づき、データセンタによるサーバの集中管理、生体認証の導入等によるセキュリティ対策の強化を中核とするシステム更改を平成22年度に実施しています。

8 制度等の改正

平成25年度における制度等の改正は、次のとおりです。

(1) スライド率等の改正〔総務省告示の一部改正〕

＜平成25年4月1日から施行＞

年金たる補償に係る平均給与額の改定のためのスライド率等を定める総務省告示の改正が行われました。

(2) 適正な平均給与額の算定について〔企画課長通知の発出〕

＜平成25年7月29日から施行＞

平均給与額の算定に当たり考慮されるべき未払手当が算入されていない補償の

支給決定を違法とした平成25年4月17日付け最高裁判決を受け、未払給与が認められる場合における平均給与額の算定に当たっては、取扱いの統一性を図る観点から、当分の間、企画課長に照会するものとなりました。

(3) 公務上の災害の範囲の一部改正〔地方公務員災害補償法施行規則の一部改正〕

＜平成25年10月1日から施行＞

地方公務員災害補償法施行規則別表第1に規定される公務上の災害の範囲について、対象業務等の追加を行う改正が行われました。

(4) 地方公務員災害補償基金業務規程第33条の2第2項及び第33条の10の規定による理事長の決定についての一部改正について〔理事長通知の一部改正〕

＜平成25年10月4日から施行＞

平成24年4月1日以後に発生した第三者加害事案の求償・免責事務について、取扱いの見直しがあったことに伴い、所要の規定整備を行いました。

(5) 地方独立行政法人法の改正に係る所要の規定整備〔地方公務員災害補償法施行令の一部改正〕

＜平成25年10月17日から施行＞

地方独立行政法人法の改正に伴い、所要の規定整備が行われました。

(6) 地方独立行政法人法の改正に係る所要の規定整備〔地方公務員災害補償法施行規則の一部改正〕

＜平成26年3月31日から施行＞

地方独立行政法人法の改正に伴い、所要の規定整備が行われました。

(7) 負担金率の改正に伴う規定整備〔地方公務員災害補償基金定款の一部改正〕

＜平成26年4月1日から施行＞

地方公共団体等が基金へ納付する負担金（普通補償経理）に係る職員の区分ごとに定められている給与の総額に乗ずる割合について、地方公務員等の公務上の災害等に対する補償等の実情に応じ、負担金率の変更を行いました。

(8) 負担金率の改正に伴う規定整備〔地方公務員災害補償基金業務規程の一部改正〕

＜平成26年4月1日から施行＞

地方公共団体等が基金へ納付する負担金（特別補償経理）に係る職員の区分ごとに定められている給与の総額に乗ずる割合について、地方公務員等の公務上の災害等に対する補償等の実情に応じ、負担金率の変更を行いました。

(9) 特別補償経理団体の追加〔地方公務員災害補償基金業務規程の一部改正〕

＜平成26年4月1日から施行＞

地方独立行政法人京都市産業技術研究所及び地方独立行政法人広島市立病院機構の設立に伴い、所要の規定整備を行いました。

(10) 支払備金の改正〔地方公務員災害補償基金財務規程の一部改正〕

＜平成26年4月1日から施行＞

負担金率の大幅な上昇を避けるため、支払備金の特例的な取崩し（平成26年度から28年度、毎年度5億円）を行うことに伴い、所用の規定整備を行いました。

(11) 有価証券の区分の変更〔地方公務員災害補償基金財務規程の一部改正〕

＜平成25年度決算から適用＞

基金が保有する有価証券については、全て流動資産として区分していましたが、会計原則（ワインイヤールール）に則り、1年以内に満期の到来する有価証券は流動資産（有価証券）に、それ以外の有価証券は固定資産（投資有価証券）に区分することとし、所用の規定整備を行いました。

(12) 基金役職員給与の特例減額について〔地方公務員災害補償基金役員等給与規程の一部改正及び地方公務員災害補償基金本部職員給与規程の一部改正〕

＜平成25年7月1日施行＞

国家公務員給与の削減措置に準じて、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、給与減額支給措置を実施しました。

- (13) MRI、CT等の検査により脳損傷を示す画像所見が認められない高次脳機能障害の障害等級の決定について〔課長通知の発出〕

＜平成25年9月5日発出＞

画像所見が認められない高次脳機能障害に関し、労働者災害補償保険制度において、「研究において、画像所見が認められない場合であっても障害等級第14級を超える障害が残る可能性が示されたことを踏まえ、MRI、CT等の画像所見が認められない高次脳機能障害を含む障害（補償）給付請求事案については、本省で個別に判断することとする」とする通知（「画像所見が認められない高次脳機能障害に係る障害（補償）給付請求事案の報告について」（平成25年6月18日付け基労補発0618第1号厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長通知。以下「厚労省通知」という。))が発出されました。

地方公務員災害補償制度において、高次脳機能障害の障害等級の決定については、支部事務長から補償課長に照会することとしていますが、画像所見が認められない高次脳機能障害の障害等級の決定に係る補償課長の回答については、厚労省通知も踏まえ、事案ごとに必要な見識を有する医学専門家から検査の必要性及びその方法を含め意見を聴取し、当該聴取結果を踏まえ、相当因果関係の有無及び後遺障害の程度を判断することを周知するため、また、各支部に対し、相当因果関係等の判断に関わる各種情報（被災原因となる事故の状況及び被災職員の被災直後の症状、被災直後からの経過・通院等の履歴、被災職員の職場での状況等）の十分な把握に努めることを喚起するため、補償課長通知を発出しました。

- (14) 地方公務員災害補償法施行規則の一部改正に伴う規定整備〔理事長通知及び課長通知の一部改正〕

＜平成25年10月1日から施行＞

地方公務員災害補償法施行規則の一部改正が行われたことに伴い、関連する理事長通知及び課長通知（「公務上災害の認定基準について（平成15年9月24日地基補第153号）」及び「放射線障害の公務災害の認定について」の実施について（昭和57年11月26日地基補第329号）」について、所要の規定

整備を行いました。

- (15) 傷病の治ゆ認定の手續について（昭和47年3月31日地基補第149号）の一部改正について〔課長通知の一部改正〕

＜平成26年3月26日から施行＞

第三者医師の意見によって治ゆ認定ができること等について明示し、治ゆの認定の手續の適正化を図ることとしました。

- (16) 精神疾患の療養状況の報告について〔課長通知の発出〕

＜平成26年3月26日から施行＞

公務により精神疾患を発症したと認められる事案の中には、療養の期間が長期にわたり、治ゆの認定が困難となっているものが見受けられ、このような事案について、適正な治ゆの認定を行うため、治ゆの判断に必要な事項を定期的に報告させることとしました。

9 課題

基金としては、今後とも次のような課題に対処しつつ、環境の変化や社会経済情勢の変化に対応し、更に迅速かつ公正な補償の実施の確保に努めていくことが必要であると考えています。

(1) 認定事務の迅速かつ公正な実施

公務災害の認定については、認定基準に則して迅速かつ公正な認定に努めます。特に心・血管疾患、脳血管疾患、精神疾患及び精神疾患に起因する自殺等に係る公務災害認定請求の判断困難事案については、医学専門家による最新の医学的知見を徴しながら、過重な業務による強度の精神的・肉体的負担と疾病の発症機序等を踏まえた迅速・公正な認定に努めます。

(2) 公務災害防止事業の推進

公務災害の発生を未然に防止することが極めて肝要であることから、災害発生率の高い職種及び地域の要因分析並びに災害防止対策の調査研究を進め、引き続き公務災害防止事業の推進に努めます。

Ⅲ 決算の概要

1 普通補償経理

平成25年度の収入は、負担金244億8,892万8,970円、特別負担金1億3,129万1,169円、一部負担金2万9,000円、利息及び配当金9億2,443万4,043円、賠償金5億1,897万7,197円、有価証券益4,028万円、雑収入1億4,065万2,820円、東日本大震災未払給付引当金戻入9億6,370万6,712円の合計272億829万9,911円です。

これに対し、支出は、補償費207億9,136万4,488円、福祉事業費55億9,557万3,447円、その他16億2,757万5,643円の合計280億1,451万3,578円であり、収入と支出の差額として、8億621万3,667円の未処理不足金が生じますが、当該不足額を不足金補てん積立金から戻入しています。

(1) 損益、資産及び負債・資本の状況

損益、資産及び負債・資本の状況は、別表10「普通補償経理の財務諸表」のとおりですが、各勘定の概要は、次のとおりです。

① 損益計算書の勘定科目

・補償費 20,791,364,488円

当年度に支払った療養補償費73億8,772万4,409円、休業補償費7,219万4,418円、傷病補償年金費1億9,217万7,593円、障害補償費40億8,980万7,696円、介護補償費7,693万434円、遺族補償費89億2,120万4,618円、葬祭補償費5,132万5,320円の合計額です。

・福祉事業費 5,595,573,447円

当年度に支払った福祉事業給付費53億2,796万9,505円と公務災害防止事業費2億6,760万3,942円の合計額です。なお、公務災害防止事業費のうち1億3,129万1,169円はメンタルヘルス総合対策事業

費です。

- ・役員給与 45,492,435円
役員報酬及び諸手当です。
- ・委員給与等 35,968,752円
審査会委員等の報酬、諸手当及び委員手当です。
- ・職員給与 321,708,859円
本部職員の人件費です。
- ・事業運営費 954,800,133円
本部及び支部における事務費です。
- ・減価償却費 7,740,230円
固定資産の当年度分減価償却費です。
- ・開発費償却 261,865,234円
開発費の当年度償却分です。
- ・負担金 24,488,928,970円
補償費等の費用の財源として、地方公共団体等から納付された負担金です。
- ・特別負担金 131,291,169円
メンタルヘルス総合対策事業費の執行額と同額を前受特別負担金から振替計上したものです。
- ・一部負担金 29,000円
当年度の通勤災害の一部負担金です。

・利息及び配当金 924,434,043円
預貯金利息1,065万4,843円と資金の運用により取得した有価証券の利息9億1,377万9,200円の合計額です。

・賠償金 518,977,197円
当年度に徴収した第三者加害事案に係る損害賠償金です。

・有価証券益 40,280,000円
資金の運用により取得した有価証券の償還益です。

・雑収入 140,652,820円
特別補償経理からの管理費分担金1億2,883万2,590円と過年度給付費の戻入等の雑入1,182万230円の合計額です。

・東日本大震災未払給付引当金戻入 963,706,712円
東日本大震災により発生した補償及び福祉事業の給付に充てるために平成24年度に再度積み立てたものを取り崩したものです。

・不足金補てん積立金戻入 806,213,667円
収入と支出の差額として未処理不足金が生じたため、不足金補てん積立金を取り崩したものです。

② 貸借対照表の勘定科目

・現金 335,155円
小口現金の残高です。

・銀行預金 5,200,011,358円
普通預金42億1万1,358円と譲渡性預金10億円の合計額です。

- ・仮払金 970,166円
雇用保険料の職員負担分を立て替えたものです。
- ・前払金 503,400円
平成26年度に実施する研修会等の会場予約金について平成25年度中に支払ったものです。
- ・有価証券 8,464,910,000円
保有する有価証券のうち、1年以内に満期が到来するもので、全て地方債です。
- ・未達回送金 4,381,661円
平成25年度末における支部から本部への送金（賠償金）に係るものです。
- ・投資有価証券 53,731,650,000円
保有する有価証券のうち、満期までの期間が1年を超えるもので、地方債392億3,271万円とその他の有価証券144億9,894万円の合計額です。
- ・有形固定資産 28,841,367円
器具及び備品1,625万7,117円、借入不動産附帯施設1,245万8,250円及び一括償却資産12万6,000円の合計額です。
- ・無形固定資産 110,541,560円
電話加入権49万1,400円と保証金1億1,005万160円の合計額です。
- ・（繰延勘定）開発費 641,794,947円
基金業務総合処理システム及びLANシステムの開発分です。

・仮受金 4,359,814円
役職員給与から源泉徴収した所得税や社会保険料等の個人負担分です。

・引当金 31,207,290円
役職員の退職手当の引当金です。

・支払備金 66,866,952,429円
平成25年度末における支払備金の総額です。

・前受特別負担金 314,442,919円
メンタルヘルス総合対策事業に係る特別負担金（総額5億円）の平成25年度末の執行残額を計上したものです。

・剰余金 966,977,162円
平成25年度末において、「不足金補てん積立金」として積み立てているものです。

2 特別補償経理

平成25年度の収入は、負担金7億8,951万3,005円、利息及び配当金1億5,459万3,621円、賠償金3,899万2,778円、有価証券益89万円、雑収入61万3,316円の合計9億8,460万2,720円です。

これに対し、支出は、補償費5億5,786万6,746円、福祉事業費1億9,520万966円、その他1億2,883万2,590円の合計8億8,190万302円です。収入と支出の差額1億270万2,418円の剰余金を不足金補てん積立金に積み立てています。

(1) 損益、資産及び負債・資本の状況

損益、資産及び負債・資本の状況は、別表11「特別補償経理の財務諸表」のとおりですが、各勘定の概要は次のとおりです。

① 損益計算書の勘定科目

- ・補償費 557,866,746円
休業補償費として支払ったものです。
- ・福祉事業費 195,200,966円
福祉事業給付費（休業援護金）として支払ったものです。
- ・管理費分担金 128,832,590円
普通補償経理に対する管理費分担金として支払ったものです。
- ・剰余金 102,702,418円
平成25年度中における収入総額から支出総額を差し引いた剰余金です。
- ・負担金 789,513,005円
補償費等の費用の財源として、地方公共団体等から納付された負担金です。
- ・利息及び配当金 154,593,621円
預貯金利息37万9794円と資金の運用により取得した有価証券の利息1億5,421万3,827円の合計額です。
- ・賠償金 38,992,778円
当年度に徴収した第三者加害事案に係る損害賠償金です。
- ・有価証券益 890,000円
資金の運用により取得した有価証券の償還益です。
- ・雑収入 613,316円
過年度給付費の戻入等です。

② 貸借対照表の勘定科目

・銀行預金 399,551,738円

普通預金1億9,955万1,738円と譲渡性預金2億円の合計額です。

・有価証券 799,599,000円

保有する有価証券のうち、1年以内に満期が到来するもので、地方債6億9,959万9,000円とその他の有価証券1億円の合計額です。

・投資有価証券 10,384,960,000円

保有する有価証券のうち、満期までの期間が1年を超えるもので、地方債90億8,496万円とその他の有価証券13億円の合計額です。

・災害等補償準備金 9,854,225,822円

平成25年度末における災害等補償準備金の総額です。

・剰余金 1,729,884,916円

平成25年度末において、「不足金補てん積立金」として積み立てているものです。

別表10 普通補償經理の財務諸表

1 貸借対照表

平成26年3月31日現在

資 産		負 債 及 び 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
流 動 資 産	13,671,111,740	流 動 負 債	4,359,814
現 金	335,155	仮 受 金	4,359,814
銀 行 預 金	5,200,011,358	固 定 負 債	67,212,602,638
普 通 預 金	4,200,011,358	引 当 金	31,207,290
譲 渡 性 預 金	1,000,000,000	退 職 給 与 引 当 金	31,207,290
仮 払 金	970,166	支 払 備 金	66,866,952,429
前 払 金	503,400	前 受 特 別 負 担 金	314,442,919
有 価 証 券	8,464,910,000	資 本	966,977,162
地 方 債	8,464,910,000	剩 余 金	966,977,162
未 達 回 送 金	4,381,661	不 足 金 補 て ん 積 立 金	966,977,162
固 定 資 産	53,871,032,927		
投 資 有 価 証 券	53,731,650,000		
地 方 債	39,232,710,000		
そ の 他 の 有 価 証 券	14,498,940,000		
有 形 固 定 資 産	28,841,367		
器 具 及 び 備 品	16,257,117		
借 入 不 動 産 附 帯 施 設	12,458,250		
一 括 償 却 資 産	126,000		
無 形 固 定 資 産	110,541,560		
電 話 加 入 権	491,400		
保 証 金	110,050,160		
繰 延 勘 定	641,794,947		
開 発 費	641,794,947		
合 計	68,183,939,614	合 計	68,183,939,614

2 損益計算書

自 平成25年4月 1日
至 平成26年3月31日

損 失		利 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 費 用	28,014,513,578	経 常 収 益	27,208,299,911
補 償 費	20,791,364,488	負 担 金	24,620,220,139
療 養 補 償 費	7,387,724,409	負 担 金	24,488,928,970
休 業 補 償 費	72,194,418	特 別 負 担 金	131,291,169
傷 病 補 償 年 金 費	192,177,593		
障 害 補 償 費	4,089,807,696	一 部 負 担 金	29,000
介 護 補 償 費	76,930,434	一 部 負 担 金	29,000
遺 族 補 償 費	8,921,204,618		
葬 祭 補 償 費	51,325,320		
福 祉 事 業 費	5,595,573,447	利 息 及 び 配 当 金	924,434,043
福 祉 事 業 給 付 費	5,327,969,505	預 貯 金 利 息	10,654,843
休 業 援 護 費	24,231,235	有 価 証 券 利 息	913,779,200
傷 病 関 係 給 付 費	48,447,887		
障 害 関 係 給 付 費	1,791,668,912	賠 償 金	518,977,197
遺 族 関 係 給 付 費	3,165,016,229	賠 償 金	518,977,197
そ の 他	298,605,242	有 価 証 券 益	40,280,000
公 務 災 害 防 止 事 業 費	267,603,942	有 価 証 券 益	40,280,000
公 務 災 害 防 止 事 業 費	136,312,773		
ミナトヘルス総合対策事業費	131,291,169	雑 収 入	140,652,820
役 員 給 与	45,492,435	管 理 費 分 担 金	128,832,590
報 諸 手 当	26,914,659	雑 収 入	11,820,230
委 員 給 与	35,968,752	東 日 本 大 震 災 未 払 給 付 引 当 金 戻 入	963,706,712
報 諸 手 当	17,614,164	東 日 本 大 震 災 未 払 給 付 引 当 金 戻 入	963,706,712
委 員 手 当	9,769,388		
	8,585,200	不 足 金 補 て ん 積 立 金 戻 入	806,213,667
職 員 給 与	321,708,859		
基 本 給 当	166,428,320	不 足 金 補 て ん 積 立 金 戻 入	806,213,667
諸 手 当	155,280,539	不 足 金 補 て ん 積 立 金 戻 入	806,213,667
事 業 運 営 費	954,800,133		
旅 費	12,094,883		
需 用 費	304,256,688		
交 際 費	15,750		
支 部 経 費	638,432,812		
減 価 償 却 費	7,740,230		
減 価 償 却 費	7,740,230		
開 発 費 償 却	261,865,234		
開 発 費 償 却	261,865,234		
合 計	28,014,513,578	合 計	28,014,513,578

別表11 特別補償經理の財務諸表

1 貸借対照表

平成26年3月31日現在

資 産		負 債 及 び 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
流 動 資 産	1,199,150,738	固 定 負 債	9,854,225,822
銀行預金	399,551,738	災害等補償準備金	9,854,225,822
普通預金	199,551,738		
譲渡性預金	200,000,000	資 本	1,729,884,916
有 価 証 券	799,599,000	剰 余 金	1,729,884,916
地方債	699,599,000	不足金補てん積立金	1,729,884,916
その他の有価証券	100,000,000		
固 定 資 産	10,384,960,000		
投資有価証券	10,384,960,000		
地方債	9,084,960,000		
その他の有価証券	1,300,000,000		
合 計	11,584,110,738	合 計	11,584,110,738

2 損益計算書

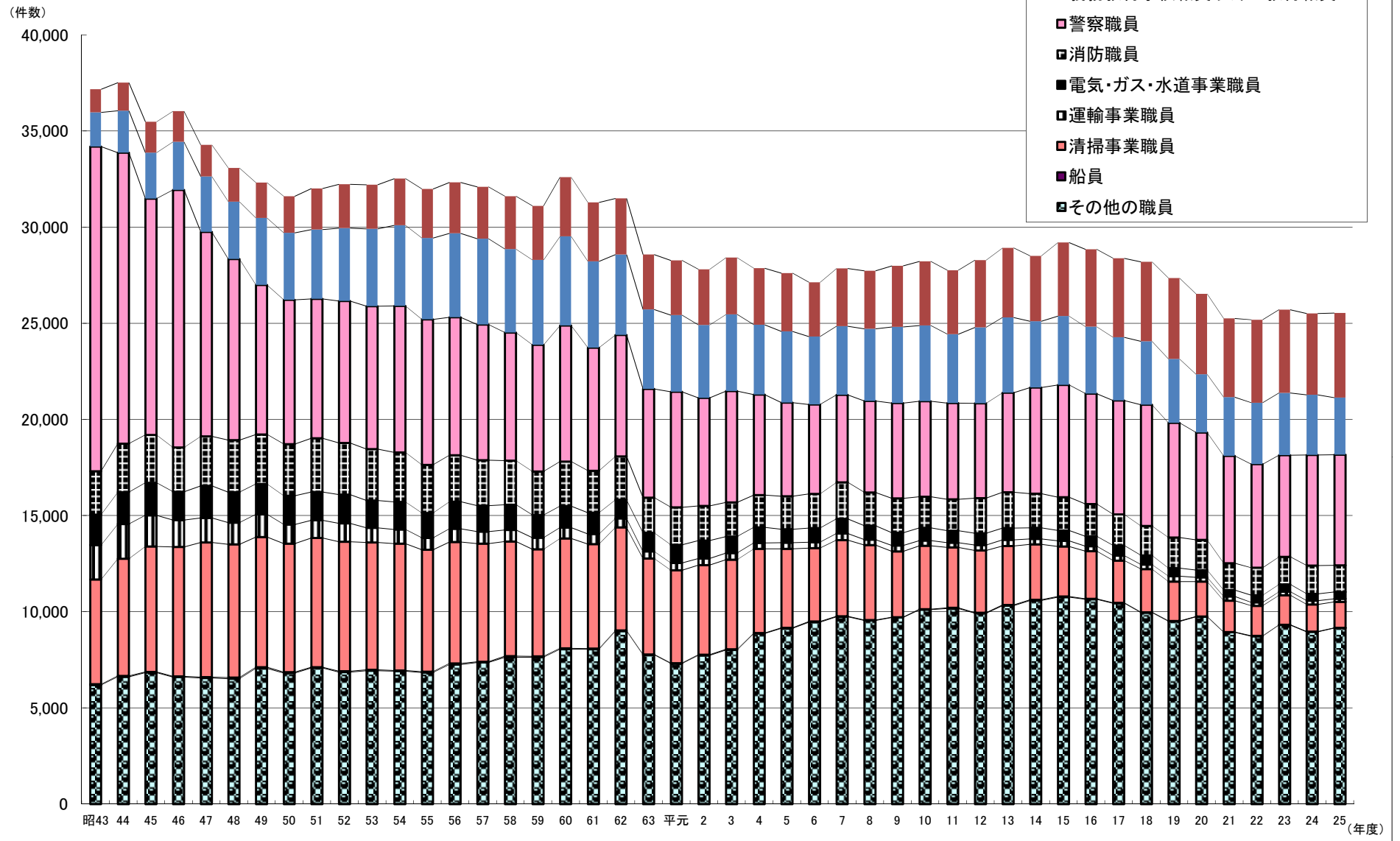
自 平成25年4月 1日
至 平成26年3月31日

損 失		利 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
経 常 費 用	881,900,302	経 常 収 益	984,602,720
補 償 費	557,866,746	負 担 金	789,513,005
休 業 補 償 費	557,866,746	負 担 金	789,513,005
福 祉 事 業 費	195,200,966	利 息 及 び 配 当 金	154,593,621
福 祉 事 業 給 付 費	195,200,966	預 貯 金 利 息	379,794
休 業 援 護 金	195,200,966	有 価 証 券 利 息	154,213,827
管 理 費 分 担 金	128,832,590	賠 償 金	38,992,778
管 理 費 分 担 金	128,832,590	賠 償 金	38,992,778
剰 余 金	102,702,418	有 価 証 券 益	890,000
剰 余 金	102,702,418	有 価 証 券 益	890,000
剰 余 金	102,702,418	雑 収 入	613,316
合 計	984,602,720	合 計	984,602,720

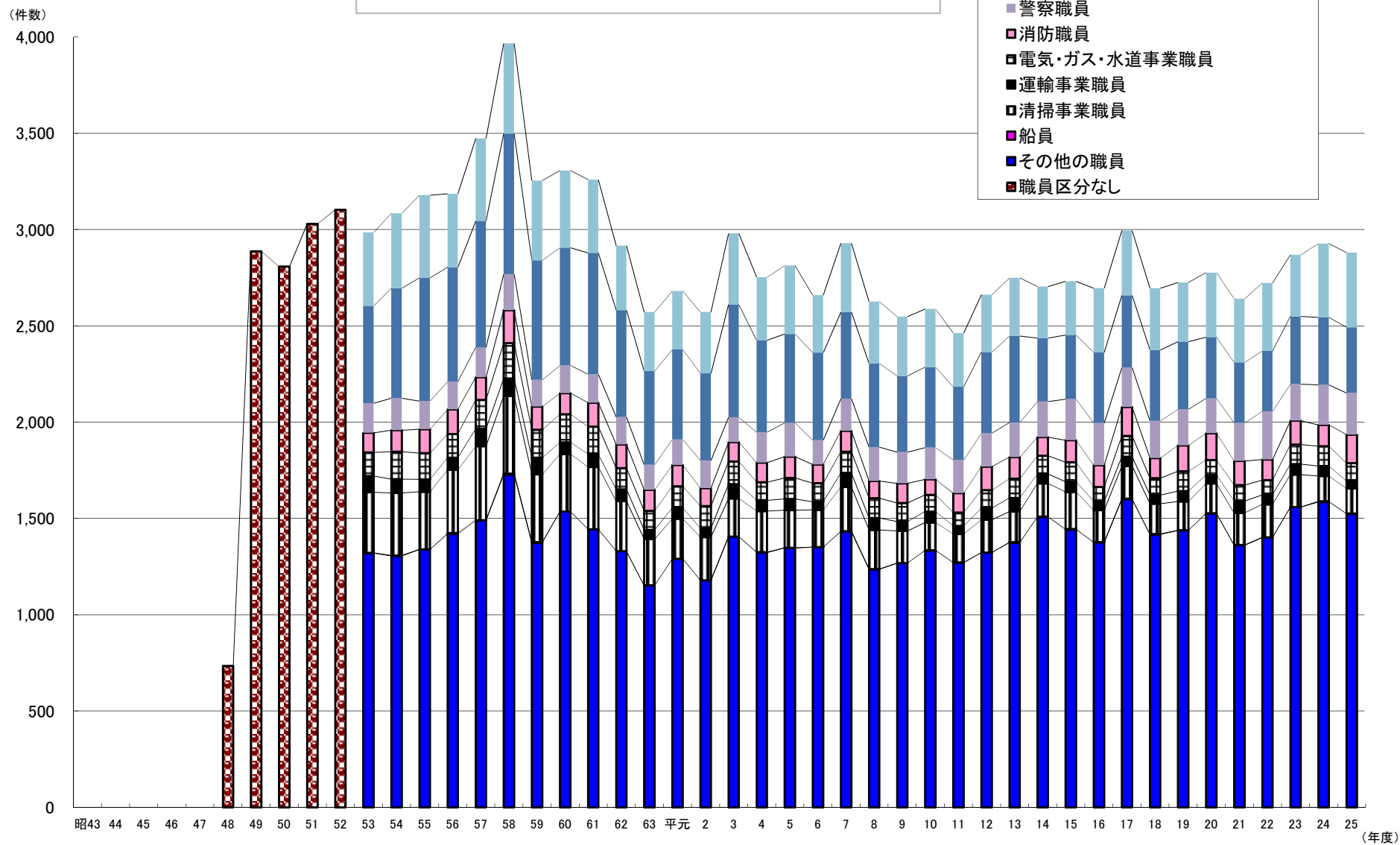
資 料

- 1 公務上の災害として認定した件数の推移
- 2 通勤災害該当として認定した件数の推移
- 3 補償及び福祉事業の件数の推移（普通補償経理）
- 4 補償及び福祉事業の支給額の推移（普通補償経理）
- 5 補償及び福祉事業の件数並びに金額の推移（特別補償経理）

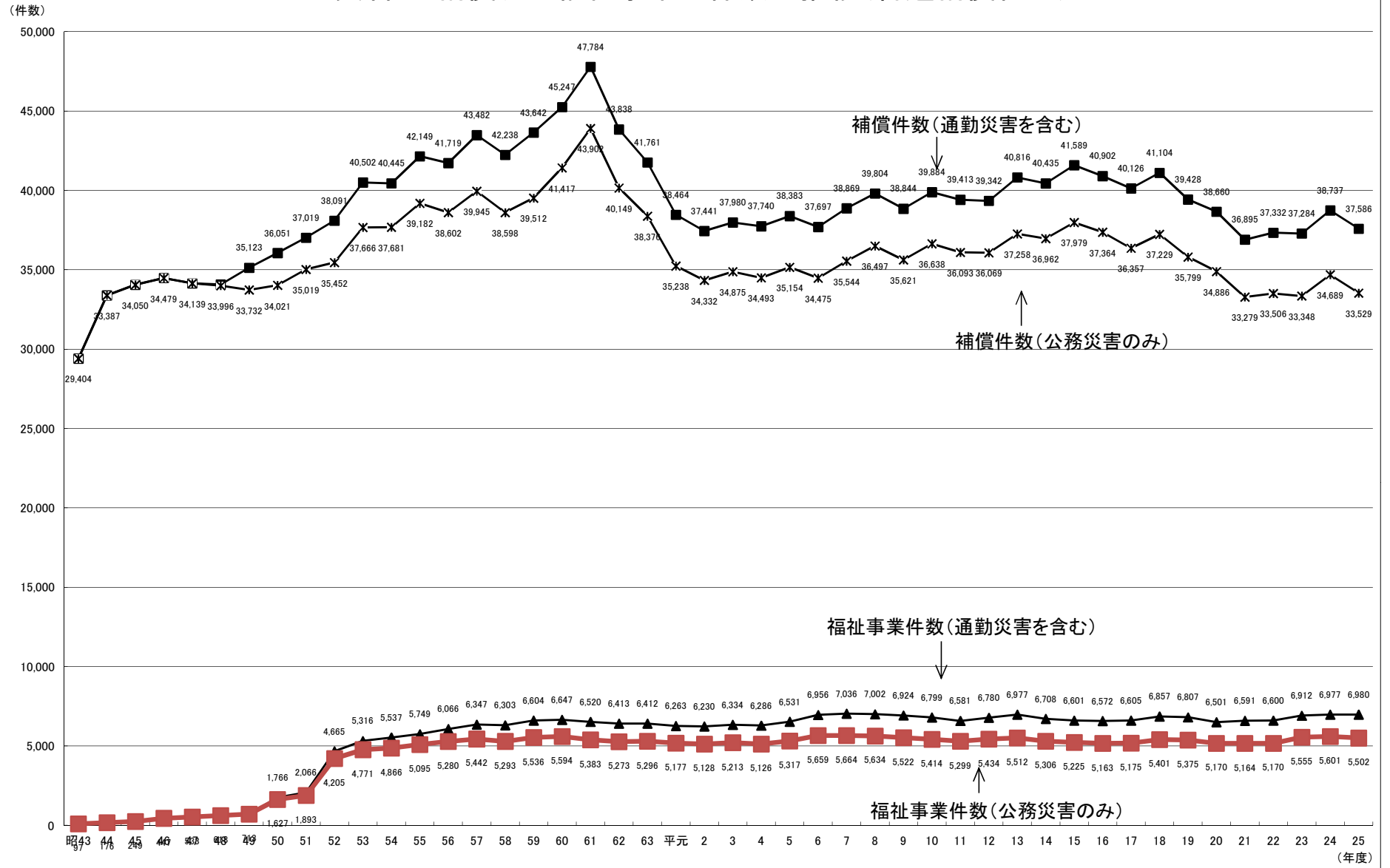
資料1 公務上の災害として認定した件数の推移



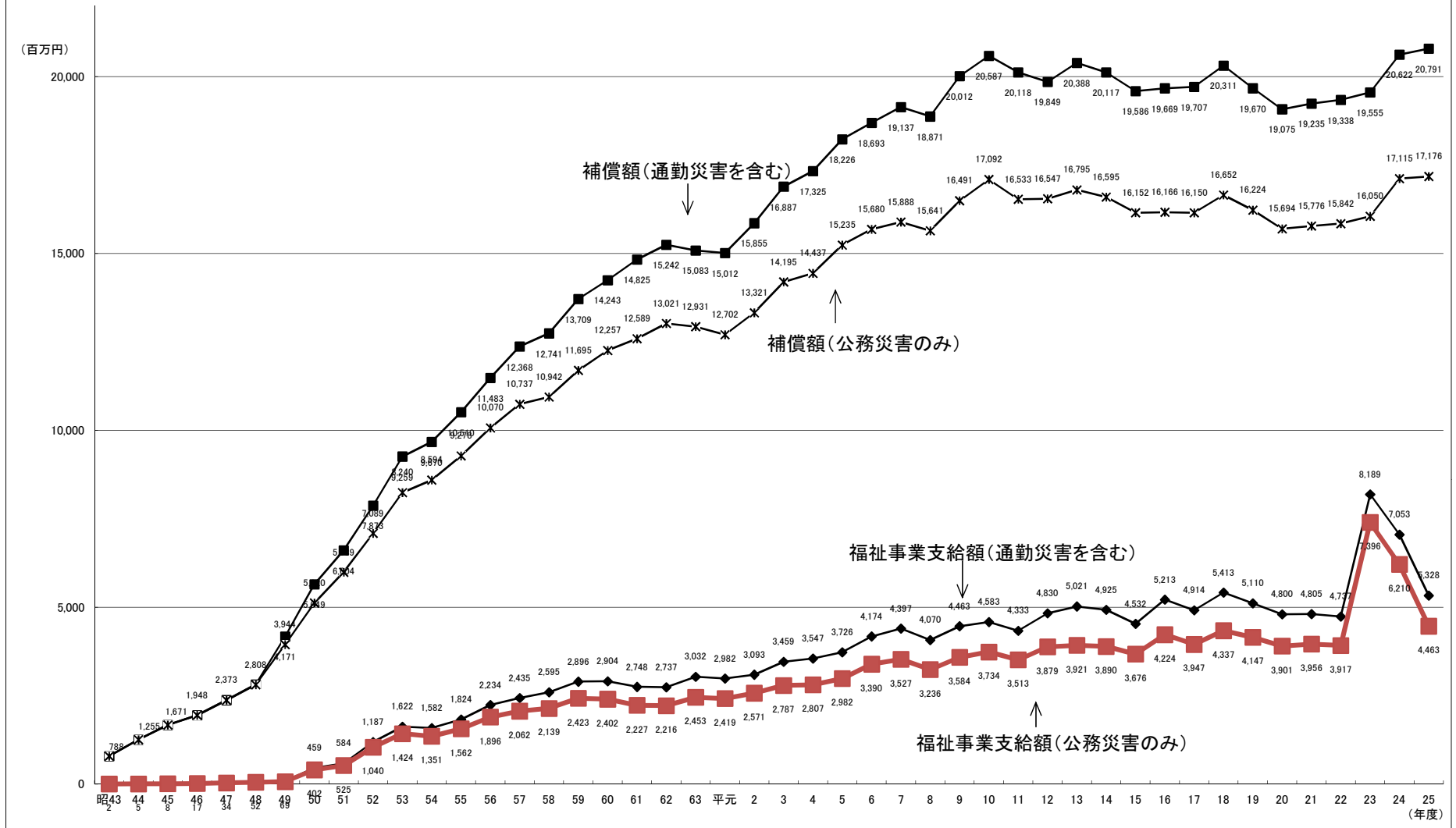
資料2 通勤災害該当として認定した件数の推移



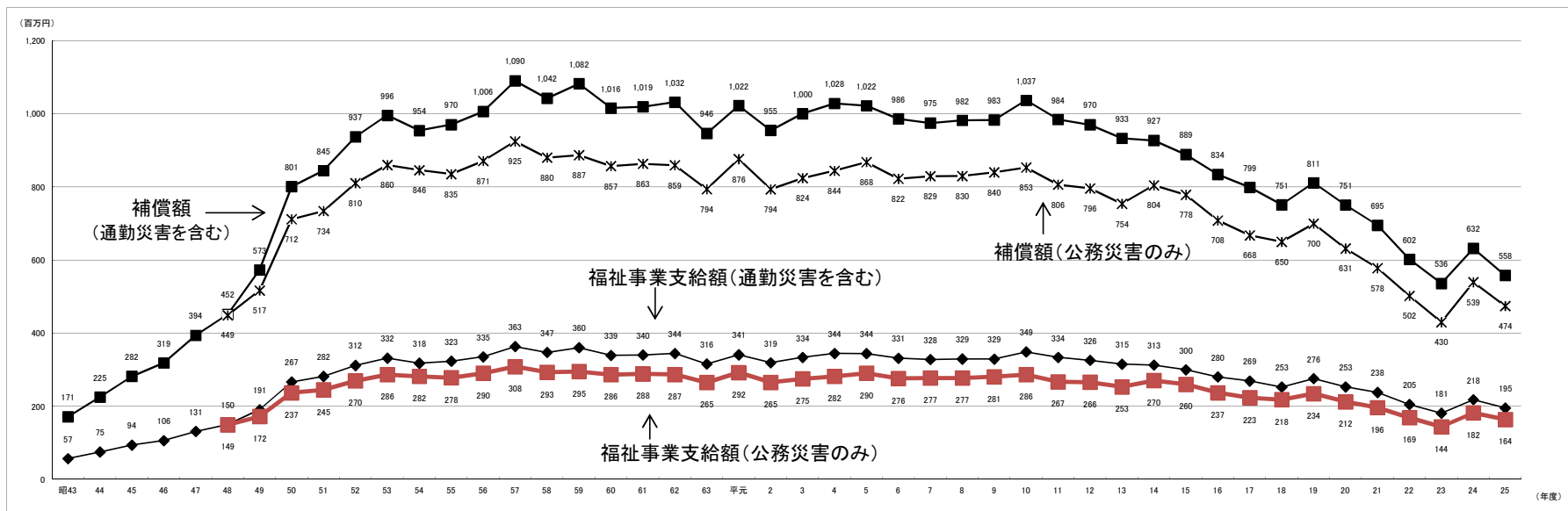
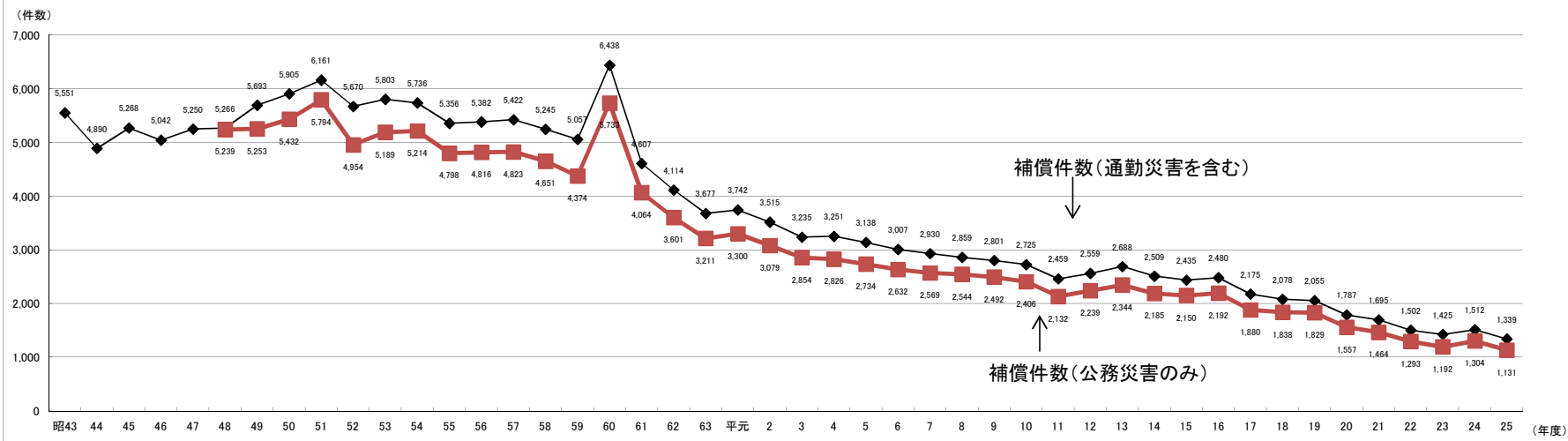
資料3 補償及び福祉事業の件数の推移(普通補償経理)



資料4 補償及び福祉事業の支給額の推移(普通補償経理)



資料5 補償及び福祉事業の件数及び金額の推移(特別補償経理)



平成 2 5 年度
業 務 報 告 書

平成 2 6 年 9 月 1 2 日 発行

地方公務員災害補償基金

〒 102-0093 東京都千代田区平河町二丁目 1 6 番 1 号
平河町森タワー 8 F

TEL 03 (5210) 1341 FAX 03 (5210) 1347
URL <http://www.chikousai.jp>
